

コンプライアンス規程

一般社団法人つくろい東京ファンド

第1条（本規程の目的）

本規程は、一般社団法人つくろい東京ファンド（以下「この法人」という。）が適正かつ公正な活動を維持し、発展させるため、事業活動における法令遵守および倫理規範を確立することを目的とする。特に、コンプライアンスの方針、推進に関する重要事項を定め、役職員がこれを遵守する運営体制を確立する。

第2条（コンプライアンスの定義）

本規程における「コンプライアンス」とは、この法人の倫理規程に従い、事業活動に関連する法令や、当法人の定款、内部規程（規約、規則、規程など）を遵守することを意味する。

第3条（本規程の適用範囲）

本規程は、この法人の全ての役員および職員（正職員、契約職員、パートタイム職員、アルバイト職員、およびその他の従業員を含む。以下「役職員」という）に適用される。

第4条（コンプライアンス担当責任者の設置）

1. この法人は、コンプライアンス推進のために、理事会の決議に基づき、コンプライアンス担当理事を設置する。
2. コンプライアンス担当理事は、コンプライアンスの状況について定期的に理事会に報告し、法人の法令遵守および倫理基準に関する施策を立案・実施する責任を負う。

第5条（内部通報制度）

1. この法人は、役職員がコンプライアンス違反や不正行為を発見した場合、匿名で通報できる内部通報制度を設け、通報者が不利益を受けないよう保障する。
2. 通報窓口およびその運用に関しては、「内部通報制度に関する規程」に基づいて運用される。

第6条（コンプライアンス違反発生時の対応）

1. コンプライアンス違反が発生した場合、コンプライアンス担当理事は、原因調査および分析を実施し、再発防止策を策定する。
2. 違反者には、違反の内容および程度に応じて適切な懲戒処分を行う。懲戒処分については、法人内外に適切に公表し、透明性を確保する。

第7条（コンプライアンス研修）

1. この法人は、役職員に対し、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施する。研修は法令遵守および倫理的行動を促進し、役職員がコンプライアンスの重要性を理解するために必要な内容を含む。
2. 新規採用された役職員には、速やかにコンプライアンス研修を実施し、法人の倫理規程および規定の遵守を義務付ける。

第8条（コンプライアンス違反者に対する処分）

1. コンプライアンス違反を行った者に対しては、その違反内容および程度を考慮した懲戒処分が行われる。
2. 処分は、適切な手順に従って、役職員に対して公正に実施される。処分の内容には、戒告、減給、出勤停止、懲戒解雇が含まれる。
3. 役員については、必要に応じて報酬の減額や懲戒を検討することもある。

第9条（報告義務）

1. 役職員は、コンプライアンス違反の可能性を発見した場合、速やかにコンプライアンス担当理事に報告するものとする。
2. 報告を行った役職員は、不利益を受けることのないよう保護される。

第10条（コンプライアンスの推進と評価）

1. この法人は、コンプライアンスの実施状況を定期的に評価し、その結果に基づき必要な改善措置を講じる。
2. 評価結果については、理事会に報告し、必要に応じて役職員にフィードバックを行う。

第11条（本規程の改廃）

1. 本規程の改廃は、理事会の決議によって行う。
2. 規程の改廃後は、全役職員に変更点を周知し、適切な運用が行われるようにする。